

令和4年流山市議会第3回定例会議案

9 月 1 日 招 集
流 山 市

目 次

- 4 5 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度流山市一般会計補正予算（第5号））
- 4 6 令和4年度流山市一般会計補正予算（第6号）
- 4 7 流山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 8 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 9 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 5 0 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 1 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 2 工事請負契約の締結について（（仮称）流山市立市野谷小学校新築工事）
- 5 3 財産の取得について（南流山中学校移転先用地及び建物）
- 5 4 令和4年度流山市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 5 令和3年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 6 流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 7 令和4年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 5 8 令和4年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 5 9 令和3年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 0 令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 1 あっせんの申立てについて（東京電力ホールディングス株式会社）
- 6 2 工事請負契約の締結について（ごみ焼却施設基幹的設備改良工事）
- 6 3 令和4年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 4 令和4年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 6 5 令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

- 6 6 令和 3 年度流山市水道事業会計決算認定について
 - 6 7 令和 3 年度流山市下水道事業会計決算認定について
 - 6 8 令和 3 年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 - 6 9 令和 3 年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
-
- 1 3 令和 3 年度健全化判断比率について
 - 1 4 令和 3 年度資金不足比率について
 - 1 5 専決処分の報告について
 - 1 6 専決処分の報告について

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 新型コロナウイルスワクチンの4回目追加接種対象者の拡大及びオミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴い、接種体制の確保に係る費用について、特に緊急を要したため、令和4年8月15日付けで令和4年度流山市一般会計補正予算（第5号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和4年度流山市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和4年8月15日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 47 号

流山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うためである。

流山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の定年等に関する条例（昭和59年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算し

て3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「市長が」を「規則で」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）第18条の2第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及び流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年流山市条例第30号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当

たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることがで

きる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌

日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

- 第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

- 第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60

年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつ

ては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の流山市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の流山市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で

定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

（2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

（3）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項

の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは

第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（規則で定める組合をいう。以下同じ。）における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとした

ときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者(新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、

1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以

下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務

務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(流山市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 流山市職員の再任用に関する条例(平成14年流山市条例第3号)は、廃止する。

議案第 48 号

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年引上げ後における60歳を超える職員の給与に関する特例等を定めるためである。

流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

流山市職員の給与に関する条例（昭和26年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た」に改め、同条第2項を削る。

第7条の3中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第3項中「行政職給料表」を「給料表」に改める。

第10条の3第1項第1号中「第2号」を「次号」に改め、同条第2項第2号中「第1号」を「前号」に改める。

第11条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に、「以下」を「次項において」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「交通機関等（以下」を「交通機関等（第1号及び次項において）」に、「以下同じ」を「第1号及び次項において同じ」に改め、同項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1

号中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「行政職給料表」を「給料表」に改める。

第20条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「規定は」を「規定は、」に改め、同条第2項中「第8条」を「第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第6項中「第19条第1項の」を「同項の」に改める。

附則に次の7項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第11項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

10 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 流山市職員の定年等に関する条例（昭和59年流山市条例第23号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 流山市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

11 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第

1 3 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第9項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第9項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第11項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 4 附則第11項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 5 附則第9項から前項までに定めるもののほか、附則第9項の規定による給料月額、附則第11項の規定による給料その他附則第9項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に、

「

再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

」

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の流山市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第9項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第3条 改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が同法第22条の4

第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される流山市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される流山市職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年流山市条例第7号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第7条の3、第11条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第19条第3項の規定を適用する。
- 5 新給与条例第20条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 6 新給与条例第4条第3項から第9項まで、第5条、第8条から第10条まで及び第10条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 前条及び前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第 49 号

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、定年引上げ後の関係条例の整理等を行うためである。

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整理等に関する条例
(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和28年流山市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和30年流山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項」に、「降任、免職及び休職」を「降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給」に改める。

第6条を第9条とし、第3条から第5条までを3条ずつ繰り下げる。

第2条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表(流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)第3条第1項の給料表をいう。以下同じ。)の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行すること

となった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合（職員が降任された場合を除く。）において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が必要と認める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。
 - (2) 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合
 - (3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りないと認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が必要と認める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。
- (降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が必要と認める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び3項を加える。

(経過措置)

- 2 流山市職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに同条例附則第9項の規定による降給とする」とする。
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、流山市職員の給与に関する条例附則第9項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の

適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

- 4 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定の適用を受ける職員の降給については、この条例の規定を準用する。

（流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年流山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第7条第1号及び第2号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第16条中「非常勤のもの」を「非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」に改める。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（流山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第4条 流山市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和52年流山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、給与条例第6条」を「、同条」に改め、同条第2項中「給与条例第5条の2第2項に規定する短時間勤務職員」を「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に改める。

別表中「第15条に定める者」を「第15条第1項第1号に規定する指導監督又は同項第2号に規定する現業の業務に従事する社会福祉主事」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

第12条第1項第1号及び第19条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成9年流山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第2号中「（前号に掲げる職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）流山市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第4条第1項中「第3条第2項」を「第3条第4号」に、「以下第6条まで」を「以下この条から第6条まで」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5）流山市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）

む。)を延長された管理監督職を占める職員

第4条中「第3条第2項」を「第3条第4号」に、「以下第6条まで」を「以下この条から第6条まで」に改める。

(流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 流山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年流山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「同法」を「法」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後にした減給の処分について適用し、同日前にした減給の処分については、なお従前の例による。

(流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(第5項及び第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、定年前再任用短時間勤務職員(同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第5項において同じ。)とみなして、第3条の規定による改正後の流山市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(次項において「新上下水道職員給与等条例」という。)第16条の規定を適用する。

4 暫定再任用職員については、新上下水道職員給与等条例第5条、第6条及び第6条の3の規定は、適用しない。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな

して、第5条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第6条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（次項において「新外国派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。第8項において同じ。）には適用しない。

7 地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は、流山市職員の定年等に関する条例（昭和59年流山市条例第23号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新外国派遣条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

8 第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次項において「新公益法人等派遣条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 地方公務員法の一部を改正する法律附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員は、流山市職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新公益法人等派遣条例の規定を適用する。

議案第 50 号

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和に係る改正を行うほか、非常勤職員の育児休業等について定めるためである。

流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（育児休業法第19条第3項において準用する場合を含む。）」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第2条に次の1号を加える。

（3）非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

（ア）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員

（イ）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア）その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採

用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当

してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる

場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の2号を加える。

- (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。
- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第9条を次のように改める。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。

第10条第1項中「正規の勤務時間」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」に改め、同条第2項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年流山市条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）」を「労働基準法第67条の規定による育児時間若しくは勤務時間条例」に、「として育児時間」を「としての育児時間（以下これらを「育児時間」という。）」に、「介護時間を承認されている職員」を「介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間若しくはこれに相当する休暇として規則で定める休暇としての時間（以下これらを「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第11条中「同条例」を「給与条例」に改める。

第12条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第12条 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。

(2) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

第2条 流山市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 流山市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和5年4月1日から施行する。

(定年引上げ等に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の流山市職員の育児休業等に関する条例第2条（第2号に係る部分に限る。）の規定は、同号中「第4条第1項又は第2項」とあるのは、「第4条第1項若しくは第2項の規定又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項若しくは第6項」と読み替えて、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項若しくは第6項の規定により引き続き勤務している職員に対して適用する。

議案第 51 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）による建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第9の23の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表23の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表33の4の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表33の5の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 52 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 契約の名称 (仮称)流山市立市野谷小学校新築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 4,284,500,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本・安田特定建設工事共同企業体
構成員 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
(代表者) 新日本建設株式会社
代表取締役 高見 克司
構成員 流山市前ヶ崎685番地の29
株式会社安田建設
代表取締役 安田 進一

参考資料

(仮称) 流山市立市野谷小学校新築工事概要

1 工事場所 流山市市野谷285番ほか

2 概要

(1) 工事概要 新設小学校新築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事

(2) 構造・規模

ア 敷地面積 20,000.12平方メートル

イ 建築面積 4,871.66平方メートル

ウ 延べ面積 12,187.42平方メートル

(3) 棟別詳細

ア 校舎棟

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階建て

延べ面積 12,101.39平方メートル

イ 屋外倉庫棟

鉄骨造 地上1階建て

延べ面積 75.53平方メートル

ウ ポンプ室

鉄骨造 地上1階建て

延べ面積 10.50平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から令和6年2月28日まで

4 設計 東京都文京区白山三丁目1番8号
株式会社INA新建築研究所

5 施工 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本・安田特定建設工事共同企業体

6 工事費 4,284,500,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

入札金額	3,895,000,000円	(税抜)	
請負代金額	4,284,500,000円	(税込)	《消費税率10%》
うち取引に係る	(389,500,000円)		
消費税及び地方消費税の額			

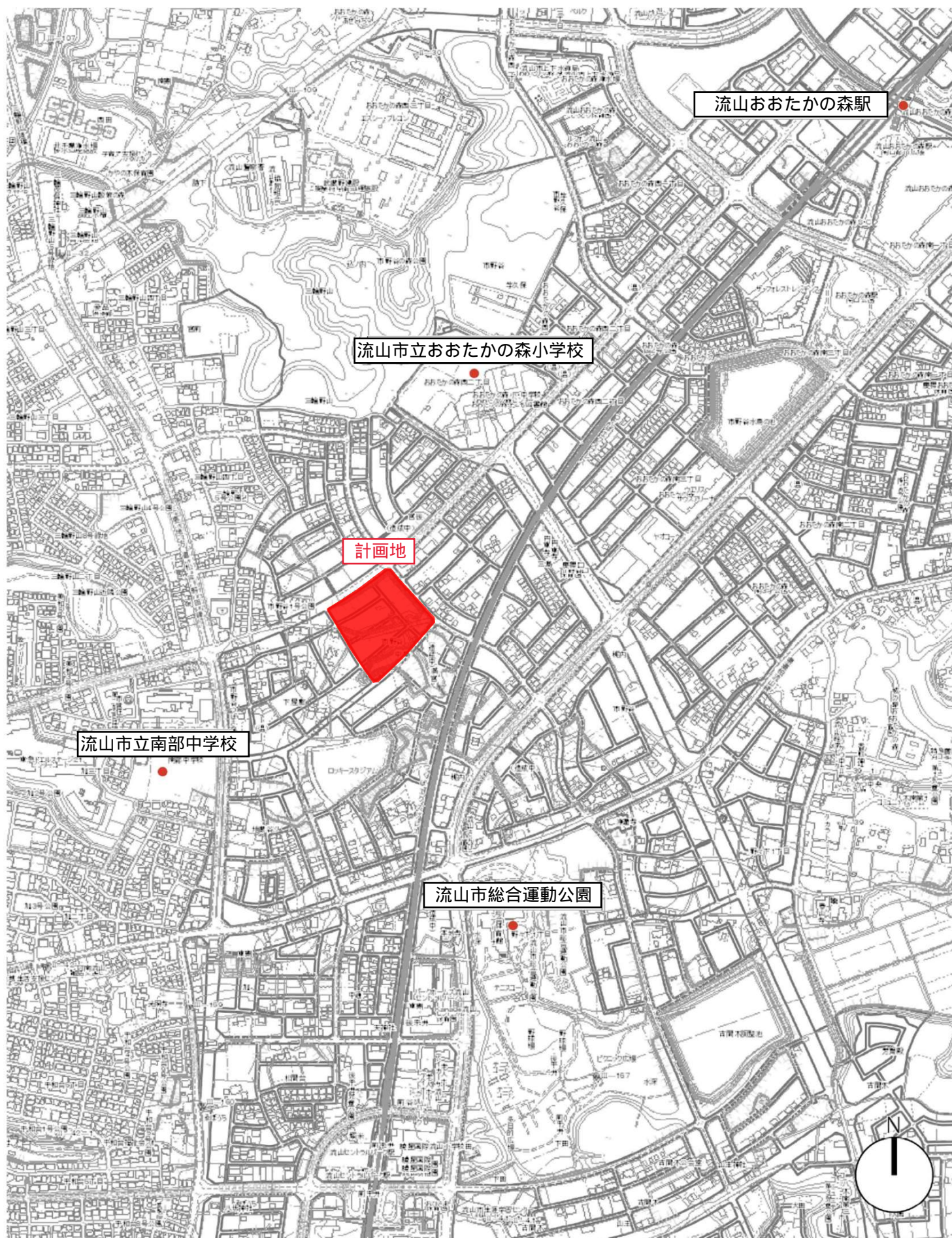
業 者 経 歴 表

会 社 名	新日本建設株式会社			
代 表 者	代表取締役 高見 克司			
自 己 資 本 額	77,599,669千円 (資本金額 3,665,390千円)			
所 在 地	本 社	千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3		
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	平成29年8月17日 国土交通大臣許可(特-29)第7074号 建築工事業、土木工事業、管工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業、舗装工事業			
	平成30年5月23日 国土交通大臣許可(特-30)第7074号 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、解体工事業			
営 業 種 目	共同住宅・官公庁等の建設事業、マンション等の分譲・賃貸、商業施設等の企画開発事業			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁 (千円)	民間 (千円)	合計 (千円)
	令和2年3月期	8,631,870	47,223,308	55,855,178
	令和3年3月期	5,540,923	44,073,946	49,614,869
	平 均	7,086,397	45,648,627	52,735,024
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	流山市立八木北小学校校舎増築工事 (建築工事・電気設備工事)		
	発 注 者	流山市		
	工 事 金 額	1,043,460,000円		
	工 期	令和元年7月11日から令和2年8月15日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	都立水元特別支援学校(30)改築工事		
	発 注 者	東京都財務局		
	工 事 金 額	2,966,500,840円		
	工 期	平成30年6月27日から令和2年7月30日まで		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	谷津小学校全面改築工事 (建築工事)			
発 注 者	千葉県習志野市			
工 事 金 額	2,856,600,000円			
工 期	平成30年9月29日から令和2年8月14日まで			
受 注 形 態	元請			

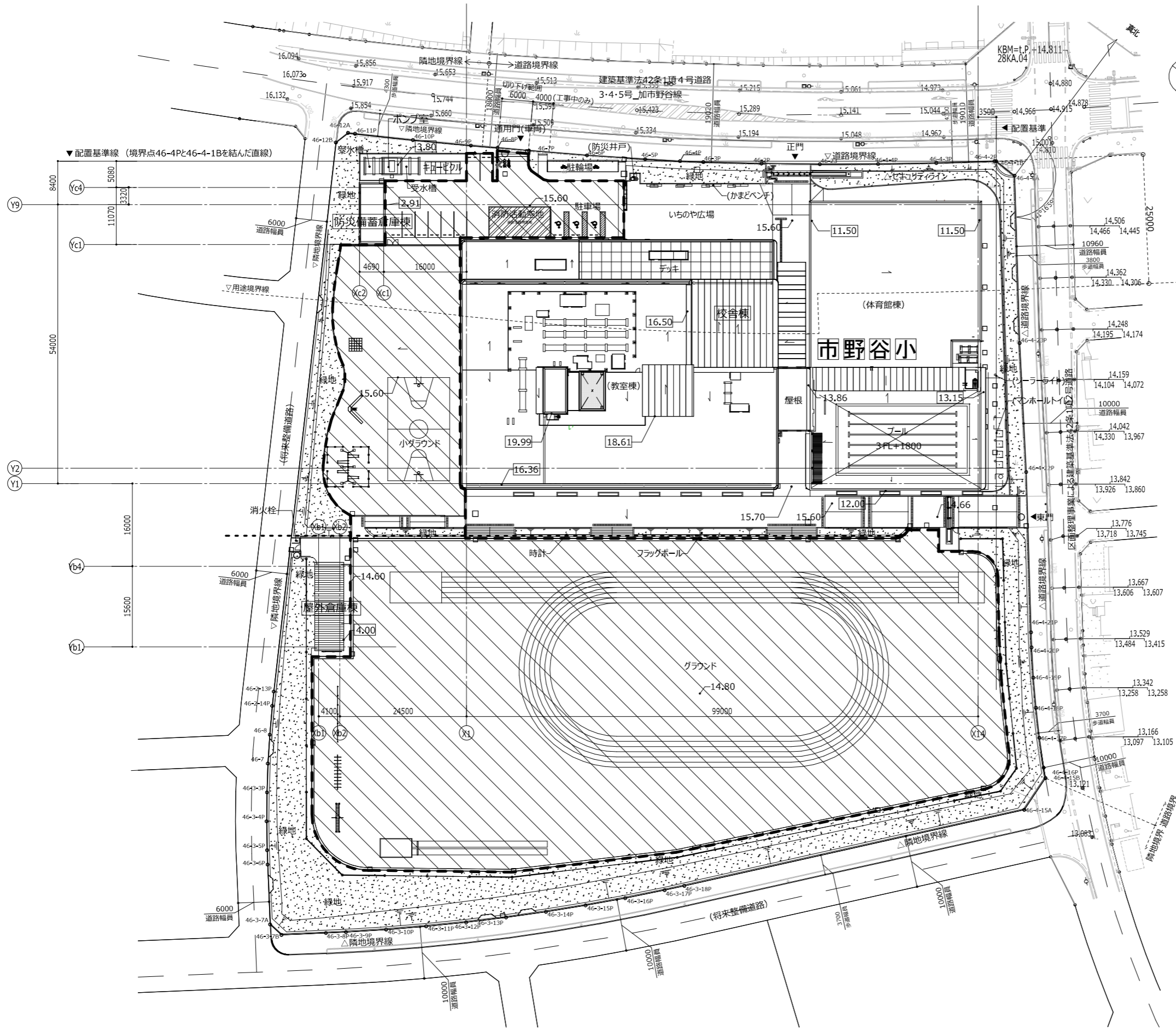
業 者 経 歴 表

会 社 名	株式会社安田建設			
代 表 者	代表取締役 安田 進一			
自 己 資 本 額	124,417千円（資本金額 20,000千円）			
所 在 地	本 社	千葉県流山市前ヶ崎685番地の29		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成30年10月21日 千葉県知事許可（特-30）第29638号 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業 平成30年10月21日 千葉県知事許可（般-30）第29638号 電気工事業			
営 業 種 目	土木工事・建築工事等の総合建設業			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁（千円）	民間（千円）	合計（千円）
	令和2年3月期	0	1,252,060	1,252,060
	令和3年3月期	0	546,301	546,301
	平 均	0	899,181	899,181
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	八木幼稚園改築工事		
	発 注 者	学校法人根本学園		
	工 事 金 額	379,500,000円		
	工 期	令和3年6月11日から同年12月31日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	（仮称）HALO保育園新築工事		
	発 注 者	社会福祉法人ありがとう		
	工 事 金 額	396,000,000円		
	工 期	令和元年9月30日から令和2年2月22日まで		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	（仮称）東進ワールドキッズ守谷保育園新築工事			
発 注 者	社会福祉法人東進			
工 事 金 額	312,120,000円			
工 期	平成30年12月10日から令和元年6月30日まで			
受 注 形 態	元請			

案内図



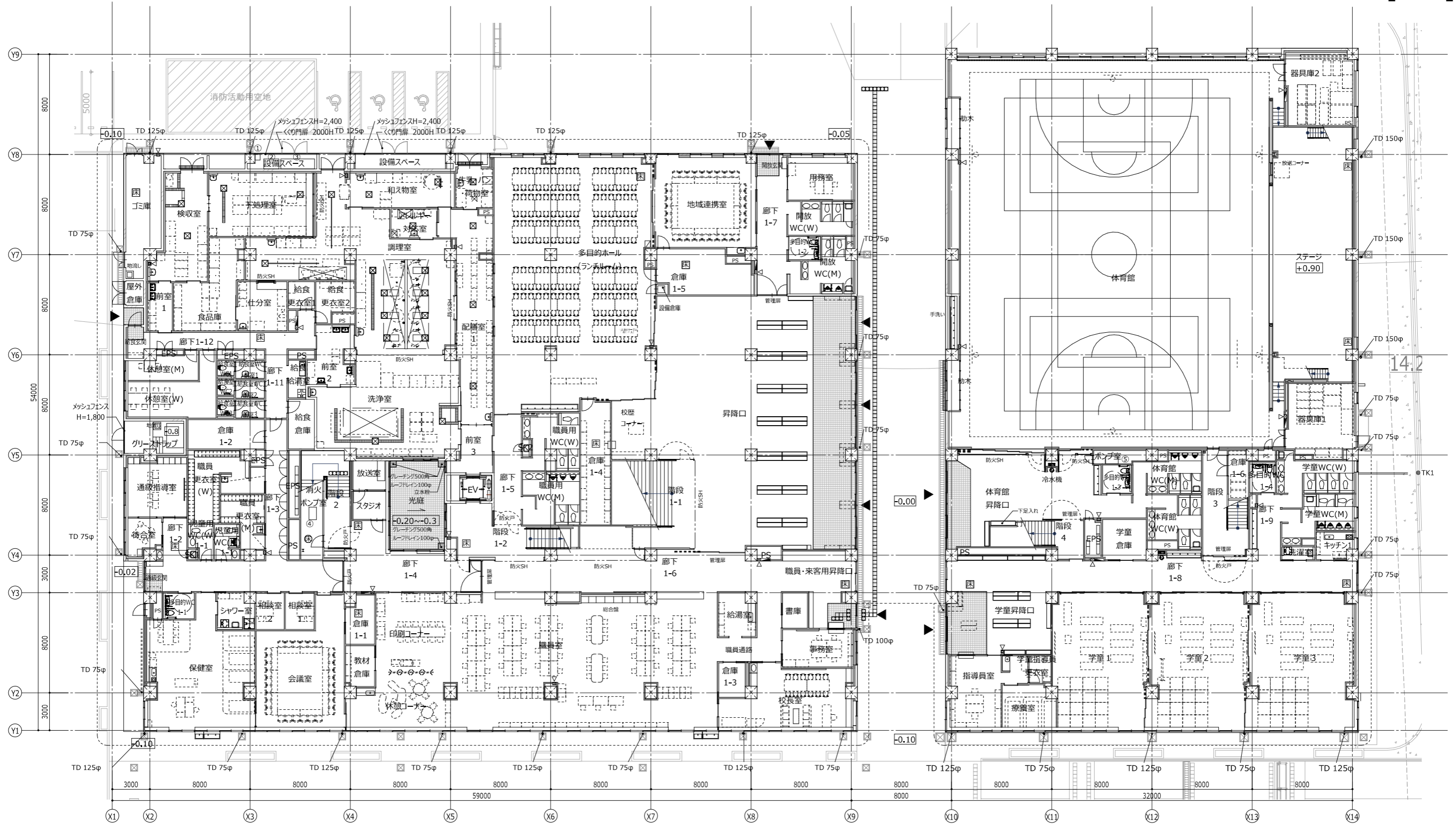
配置図



第一種住居地域
第一種低層住居専用地域

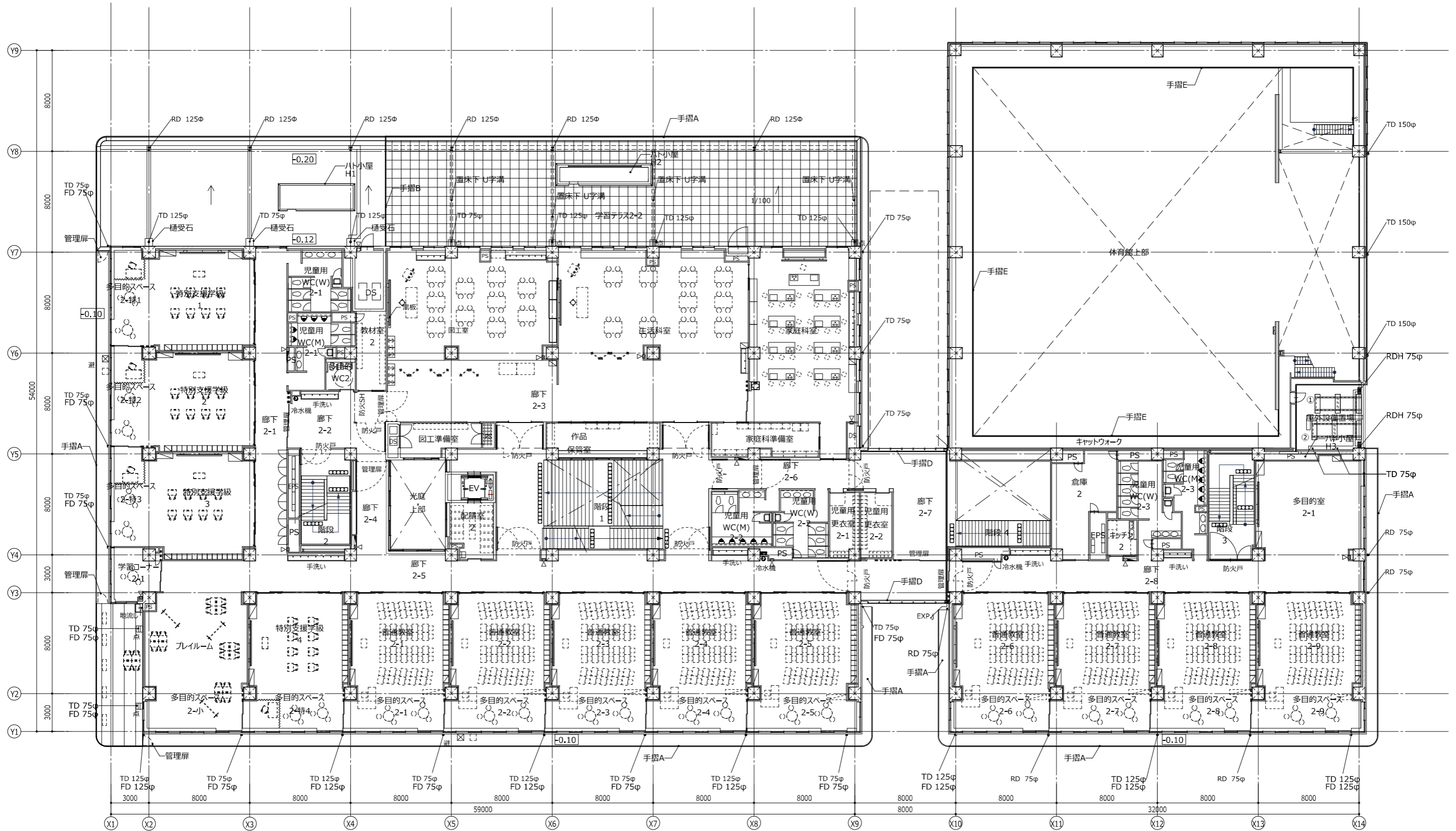
※1. 設計GL=Z0=KBM+0.889=T.P.+15.70	
※2. 設計GLを基準とした各棟の地盤面高さは以下とする	
校舎棟 (教室棟・体育館棟)	地盤面高さ=T.P.+15.66 (設計GL-0.04m) Z1=1FL=T.P.+15.80 (設計GL+0.10m)
屋外倉庫棟	地盤面高さ=T.P.+14.57 (設計GL-1.13m) Z b 1=1FL=T.P.+14.70 (設計GL-1.00m)
防災備蓄倉庫棟	地盤面高さ=T.P.+15.63 (設計GL-0.07m) Z c 1=1FL=T.P.+15.70 (設計GL±0.00m)
ポンプ室	地盤面高さ=T.P.+15.60 (設計GL-0.10m) Z d 1=1FL=T.P.+16.10 (設計GL+0.40m)

- ※3. ∇ 00.00 : 各棟ごとの地盤面からの高さ
- ※4. ∇ 00.00 : 計画地盤レベル (T.P.からの高さ)



凡例 (各階共通)	00.00	計画レベル[m] ※高さ表示はZからの仕上げレベルを示す Z1=1FL=設計GL+0.10=KBM+0.989=T.P.+15.8とする。	○ TD	壁種 (特記無限のアルミ製/ビドレタイプ φは図示)	◻	複合石 PC製	☑	消火器ボックス (床置型、スチール焼付塗装 (指定色))
	床	床下点検口 600角 化粧蓋 防水・防臭型鍵付	○ DP	内種 (特記無限の白ガス管防露巻 φは図示)	—	水勾配 特記なき限り1/100	⌒ T	タラップ (SUS304製・猿梯子型・背カ付)
	床	床下点検口 600φ 防水・防臭型鍵付	○ FD	中継ドレイン(縦型)(φは図示)	■	消火栓 (設備工事)	◻	注意喚起・誘導表示 SUS製紙
	点	再生木デッキ 点検加工 500角	◎ RD	ルーフドレイン(縦型)(φは図示)	◻	消火器付消火栓 (設備工事)		グレーチング
			■ RDH	ルーフドレイン(横型)(φは図示)	☒	消火器ボックス (壁埋込型、スチール焼付塗装 (指定色))	手摺A~F	手摺A~F (詳細図参照)
			— OF	オーバフロー管	—	排水溝		
			○ 環	丸環	—	アルミ庇 (既製品) 900D		
			☒ 遊	遊離/リチ式救助袋				

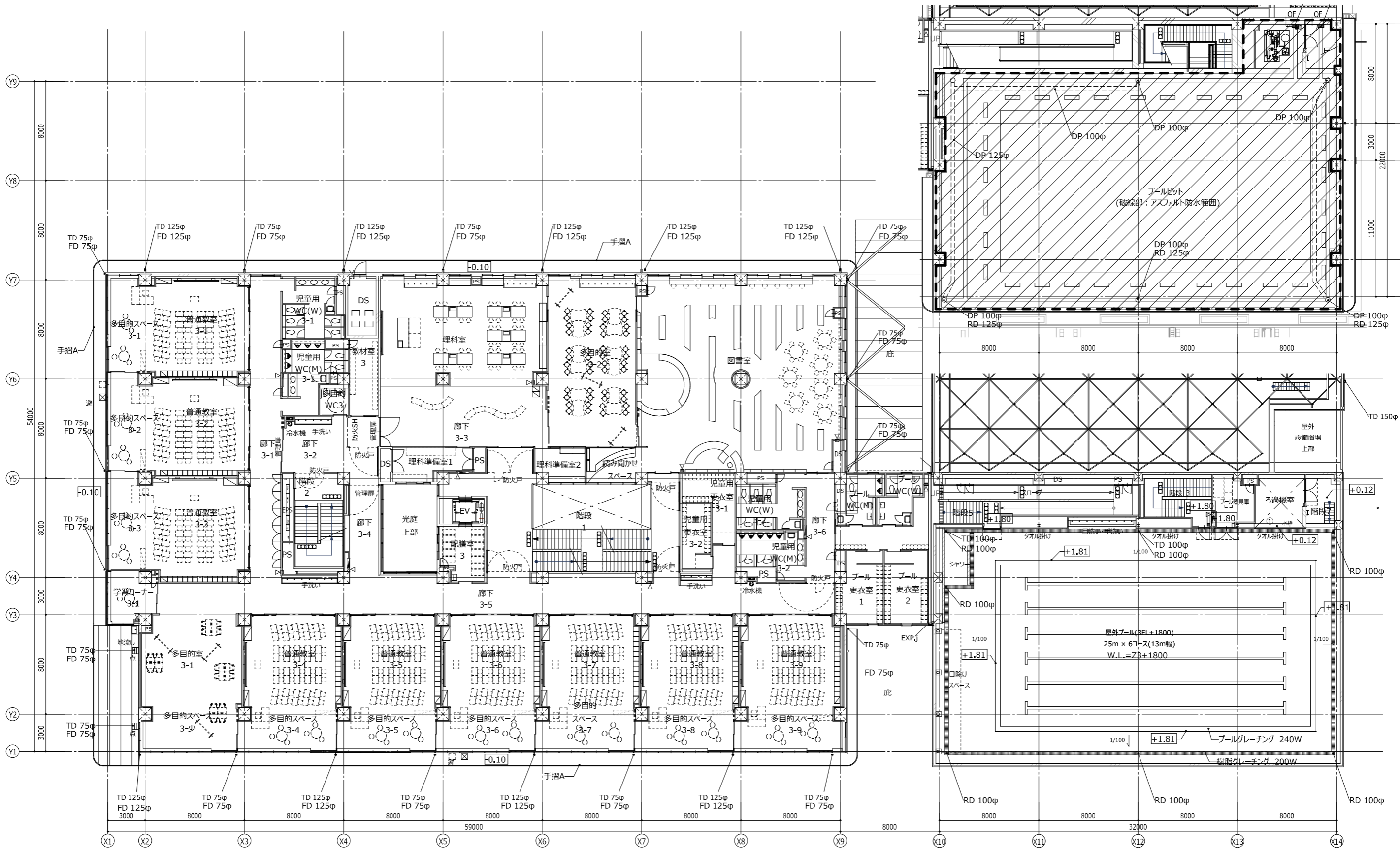
平面図 [2F]



凡例 (各階共通)	00.00	計画レベル[m]※高さ表示はZからの仕上げレベルを示す Z1=1FL=設計GL+0.10=KBM+0.989=T,P.+15.8とする。	○ TD	壁障 (特記無限アルミ製/コンドタイプ φは図示)	☐	樋受石 PC製	☐	消火器ボックス (床置き型、スチール焼付塗装 (指定色))
	床	床下点検口 600φ 化粧蓋 防水・防臭型鍵付	○ DP	内障 (特記無限白ガス管防露巻 φは図示)	→	水勾配 特記なき限り1/100	☐ T	タラップ (SUS304製・猿梯子型・背か丁付)
	床	床下点検口 600φ 防水・防臭型鍵付	○ FD	中継ドレイン(縦型)(φは図示)	■	消火栓 (設備工事)	☐	注意喚起・誘導表示 SUS製
	点	再生木デッキ 点検加工 500角	◎ RD	ルーフトレイン(縦型)(φは図示)	☒	消火器付消火栓 (設備工事)	☐	グレーチング
			■ RDH	ルーフトレイン(横型)(φは図示)	☒	消火器ボックス (壁埋込型、スチール焼付塗装 (指定色))	手摺A~F	手摺A~F (詳細図参照)
			— OF	オーバードロ管	—	排水溝		
			○ 環	丸環	—	庇		
			☒ 遊	遊離/リチ式救助袋				

※ 床レベルは、特記なき限り ±0 とする。





凡例 (各階共通)	00.00	計画レベル[m] ※高さ表示はZからの仕上げレベルを示す Z1=1FL=設計GL+0.10=KBM+0.989=T.P.+15.8とする。	○ TD	壁礎 (特記無限アルミ製/コンドタイプ φは図示)	◻	複合石 PC製	☐	消火器ボックス (床置型、スチール焼付塗装 (指定色))
	床	床下点検口 600角 化粧蓋 防水・防臭型鍵付	○ DP	内礎 (特記無限白ガス管防露巻 φは図示)	—	水勾配 特記なき限り1/100	☐ T	タラップ (SUS304製・猿梯子型・背カド付)
	床	床下点検口 600φ 防水・防臭型鍵付	○ FD	中継ドレイン(縦型)(φは図示)	■	消火栓 (設備工事)	☐	注意喚起・誘導表示 SUS製鉄
	点	再生木デッキ 点検加工 500角	◎ RD	ルーフドレイン(縦型)(φは図示)	☒	消火器付消火栓 (設備工事)		グレーチング
			■ RDH	ルーフドレイン(横型)(φは図示)	☒	消火器ボックス (壁埋込型、スチール焼付塗装 (指定色))	手摺A~F	手摺A~F (詳細図参照)
			— OF	オーバフロー管	— 溝	排水溝		
			○ 環	丸環	— 庇	アルミ庇 (既製品) 900D		
			☒ 遊	遊離/リチ式救助袋				



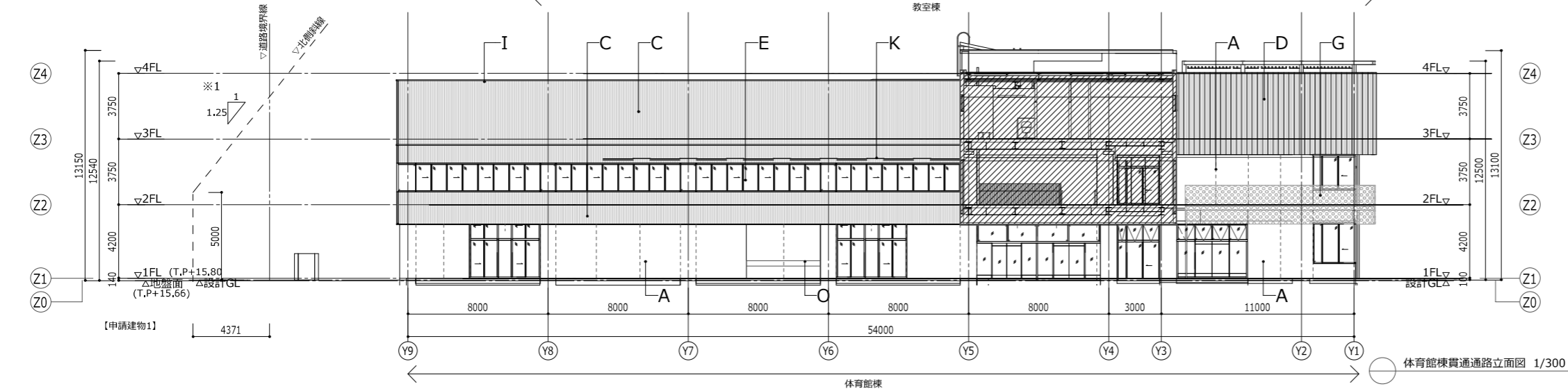
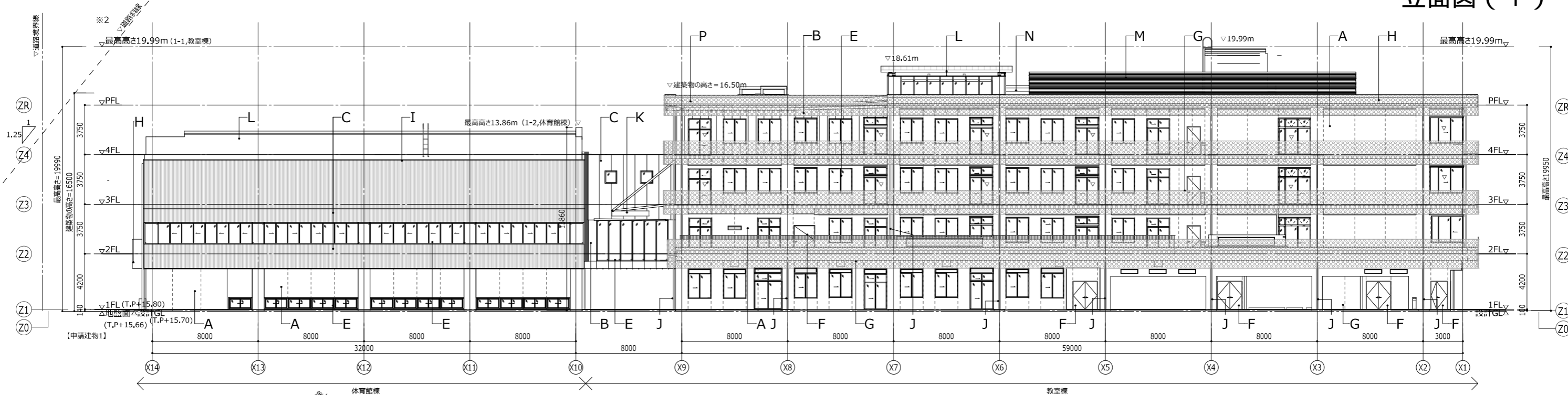


市野谷小

凡例 (各階共通)	00.00	計画レベル[m] ※高さ表示はZからの仕上げレベルを示す Z1=1FL=設計GL+0.10=KBM+0.989=T.P.+15.8とする。	○ TD	縦樋 (特記無限リアル製/ドレスタイプ φは図示)	◻	複合石 PC製	▽	消火器ボックス (床置型、スチール焼付塗装 (指定色))
	床	床下点検口 600角 化粧蓋 防水・防臭型鍵付	○ DP	内樋 (特記無限リアル製/ドレスタイプ φは図示)	→	水勾配 特記なき限り1/100	T	タラップ (SUS304製・猿梯子型・背かご付)
	床	床下点検口 600φ 防水・防臭型鍵付	○ FD	中継ドレイン(縦型)(φは図示)	■	消火栓 (設備工事)	□	注意喚起・誘導表示 SUS製
	点	再生木デッキ 点検加工 500角	○ RD	ルーフドレイン(縦型)(φは図示)	▽	消火器付消火栓 (設備工事)		グレーチング
			RDH	ルーフドレイン(横型)(φは図示)	▽	消火器ボックス (壁埋込型、スチール焼付塗装 (指定色))	手摺A~F	手摺A~F (詳細図参照)
			OF	オーバフロー管	—	排水溝		
			○ 環	丸環	—	アルミ庇 (既製品) 900D		
			遊	遊離/リチ式救助袋				

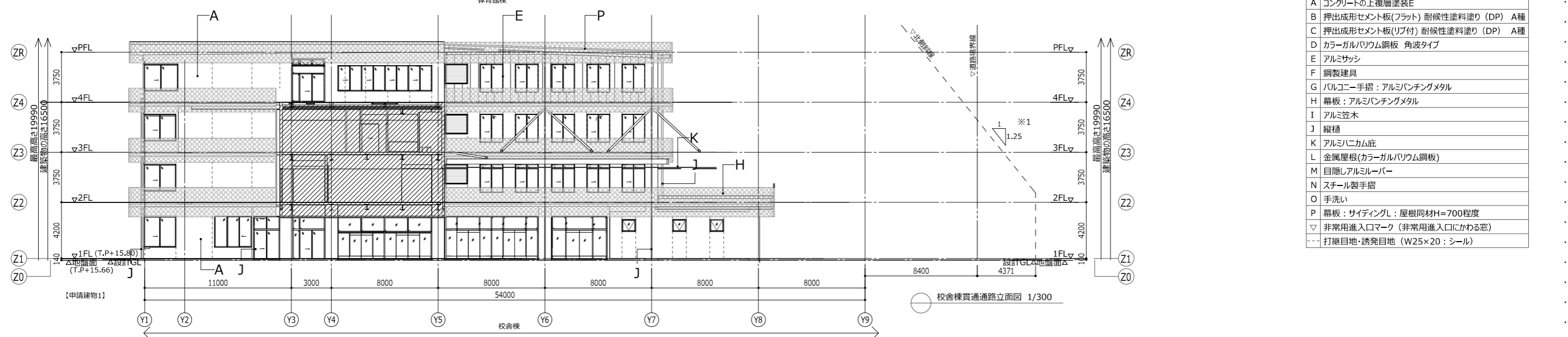
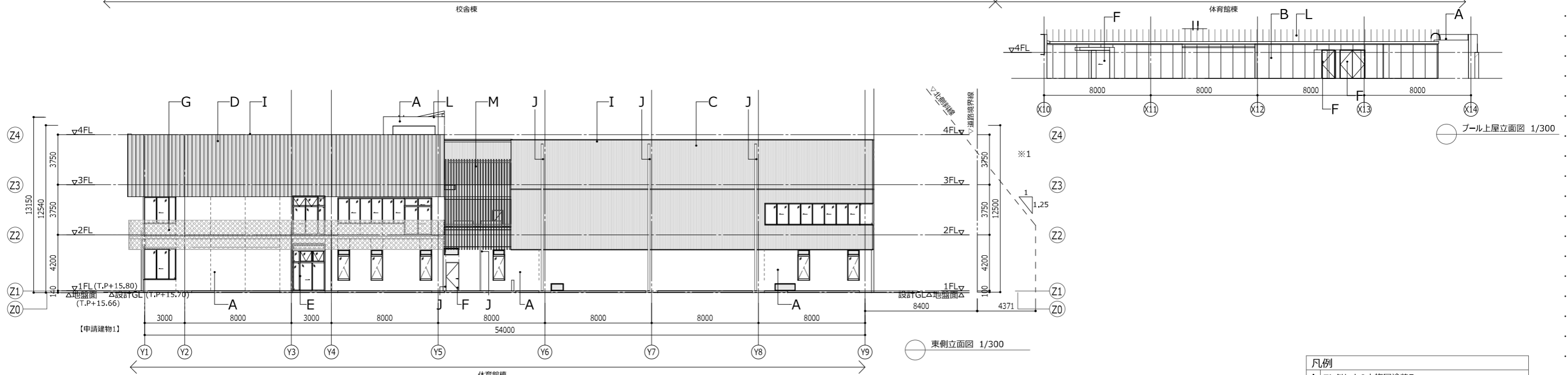
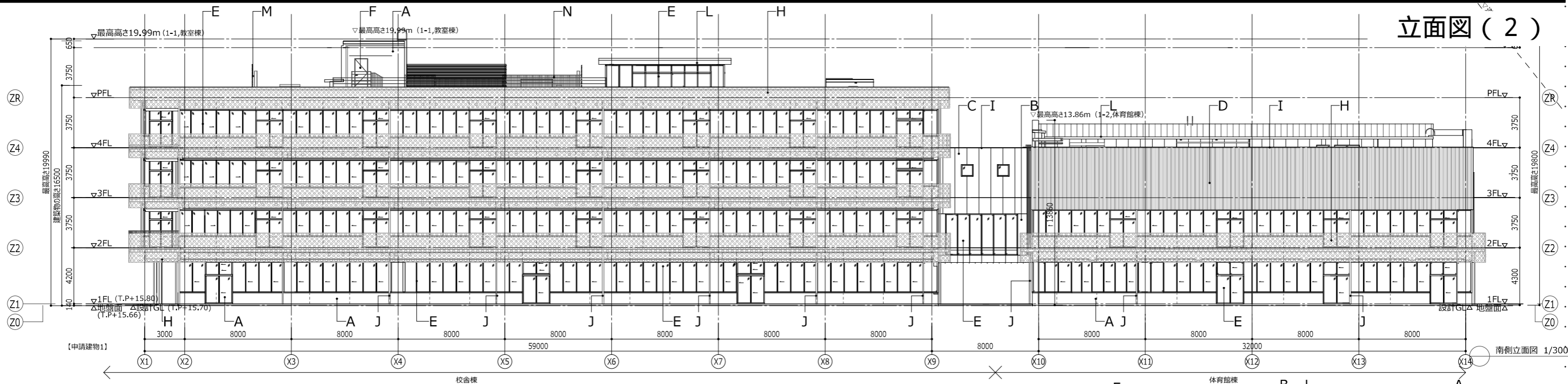


立面図(1)



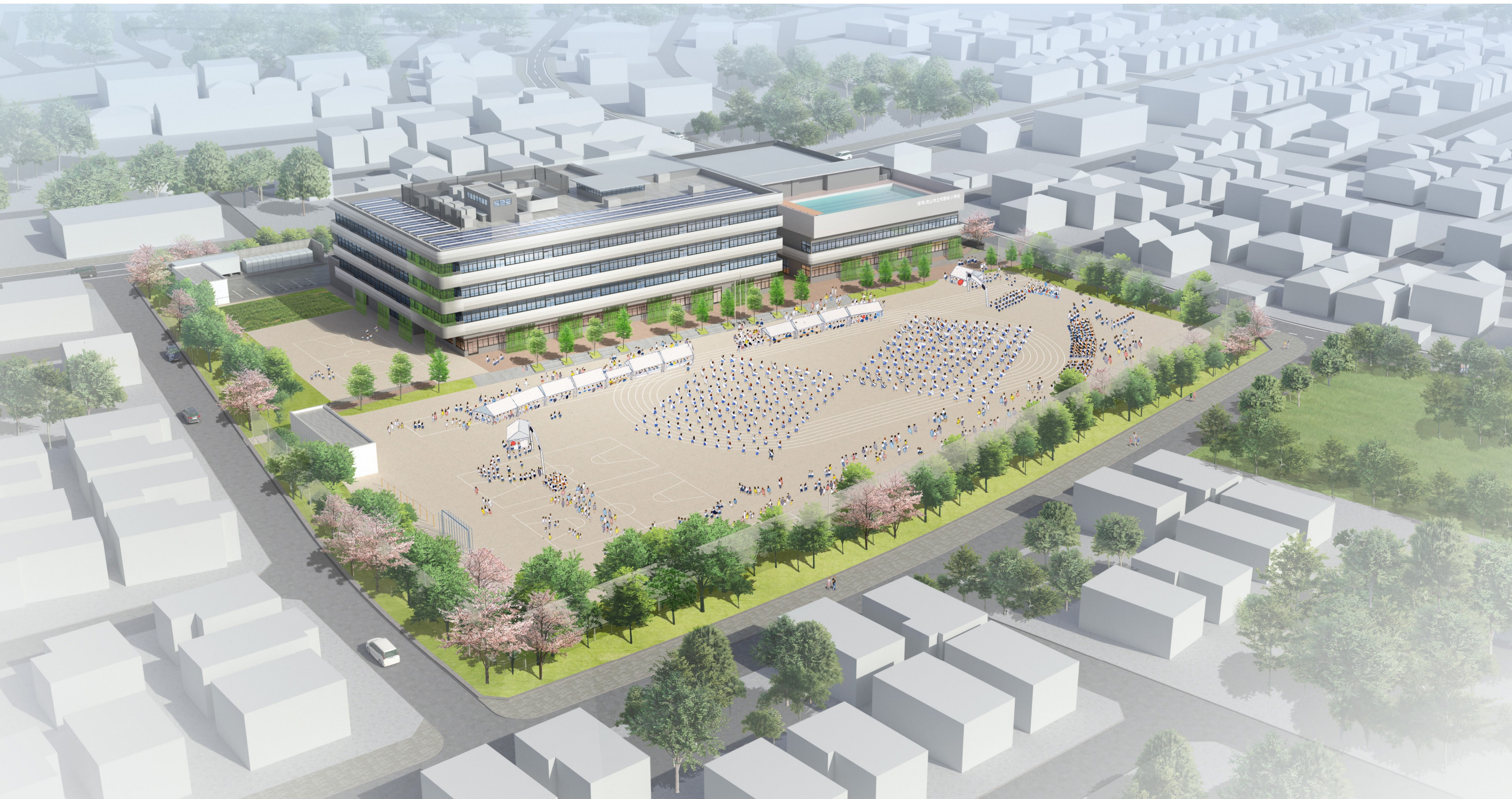
凡例	
A	コンクリートの上層塗装E
B	押出成形セメント板(フラット) 耐候性塗料塗り (DP) A種
C	押出成形セメント板(リップ付) 耐候性塗料塗り (DP) A種
D	カラーガルバリウム鋼板 角波タイプ
E	アルミサッシ
F	鋼製建具
G	バルコニー手摺: アルミベンチングメタル
H	幕板: アルミベンチングメタル
I	アルミ笠木
J	縦樋
K	アルミハニカム庇
L	金属屋根(カラーガルバリウム鋼板)
M	目隠しアルミルーバー
N	スチール製手摺
P	幕板: サイディングL: 屋根同材H=700程度
▽	非常用進入口マーク (非常用進入口にかわる窓)
---	打継目地、誘発目地 (W25×20: シール)

立面図 (2)



凡例	
A	コンクリートの上塗り塗装E
B	押出成形セメント板(フラット) 耐候性塗料塗り (DP) A種
C	押出成形セメント板(リップ付) 耐候性塗料塗り (DP) A種
D	カラーガルバリウム鋼板 角波タイプ
E	アルミサッシ
F	鋼製建具
G	バルコニー手摺: アルミバンチングメタル
H	幕板: アルミバンチングメタル
I	アルミ笠木
J	縦樋
K	アルミハニカム庇
L	金属屋根(カラーガルバリウム鋼板)
M	目隠しアルミルーバー
N	スチール製手摺
O	手洗い
P	幕板: サイディングL: 屋根同材H=700程度
▽	非常用進入口マーク (非常用進入口にかわる窓)
---	打継目地・誘発目地 (W25×20: シール)

イメージ図



議案第 53 号

財産の取得について
市は、次の財産を取得する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

(1) 土地

所 在 流山市鱒ヶ崎字背戸谷1662番1外7筆
面 積 49,871平方メートル

(2) 建物

所 在 流山市鱒ヶ崎字背戸谷1662番地1
延床面積 18,024.65平方メートル

2 取得の目的 南流山中学校移転先用地及び建物の取得

3 取得金額 3,396,262,727円

(1) 内訳金額(土地) 1,996,862,727円

(2) 内訳金額(建物) 1,399,400,000円

4 取得の相手方 流山市平和台1丁目1番地の1
流山市土地開発公社
理事長 石原 重雄

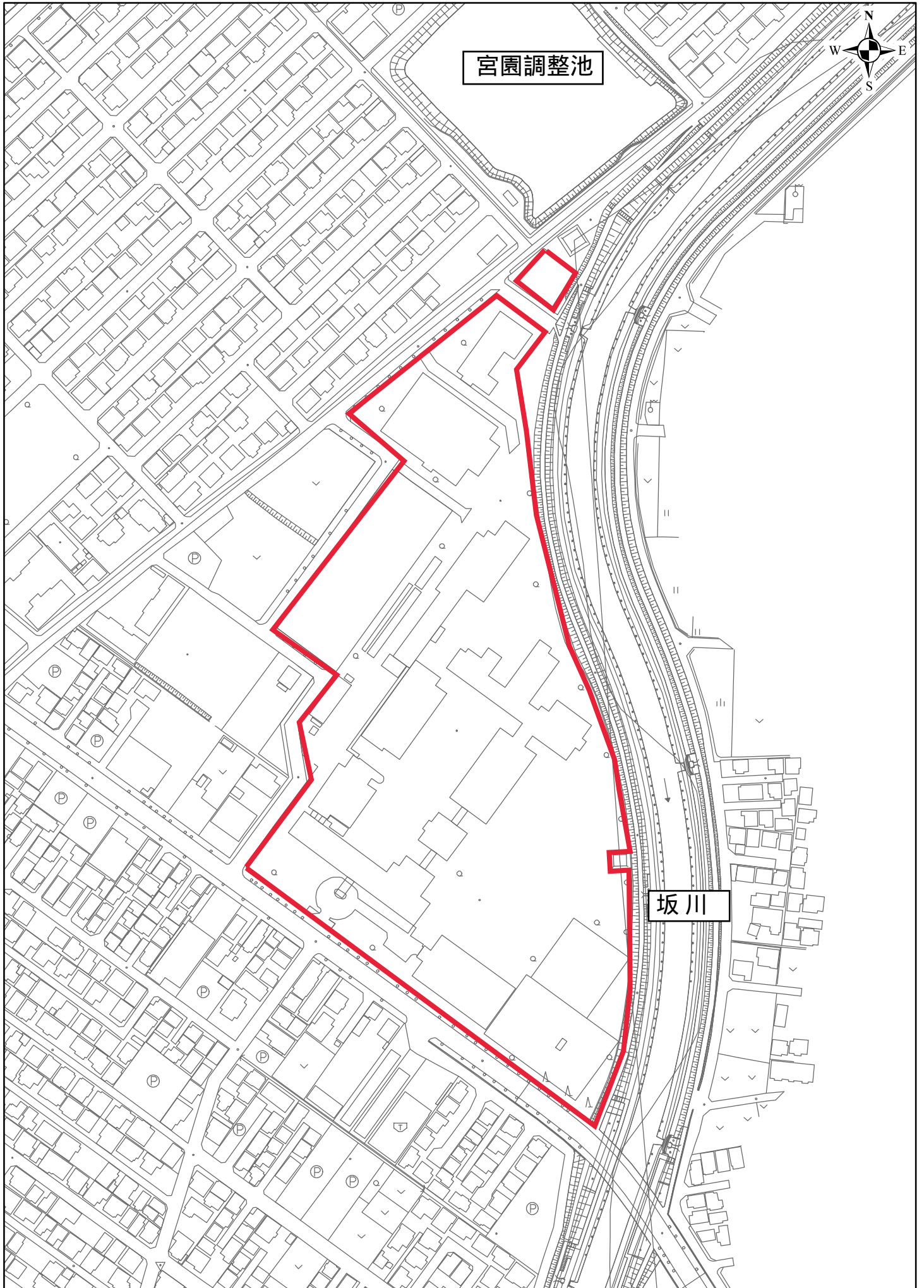
土地目録

土地の所在	地番	登記地目	現況地目	買収地積(m ²)
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1662番1	学校用地	学校用地	48,577
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1691番3	学校用地	学校用地	226
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1691番4	学校用地	学校用地	74
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1700番4	学校用地	学校用地	209
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1700番7	学校用地	学校用地	63
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1805番1	田	雑種地	242
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1805番5	田	雑種地	23
流山市鱒ヶ崎字背戸谷	1806番1	田	雑種地	457
			合計	49,871

建物目録

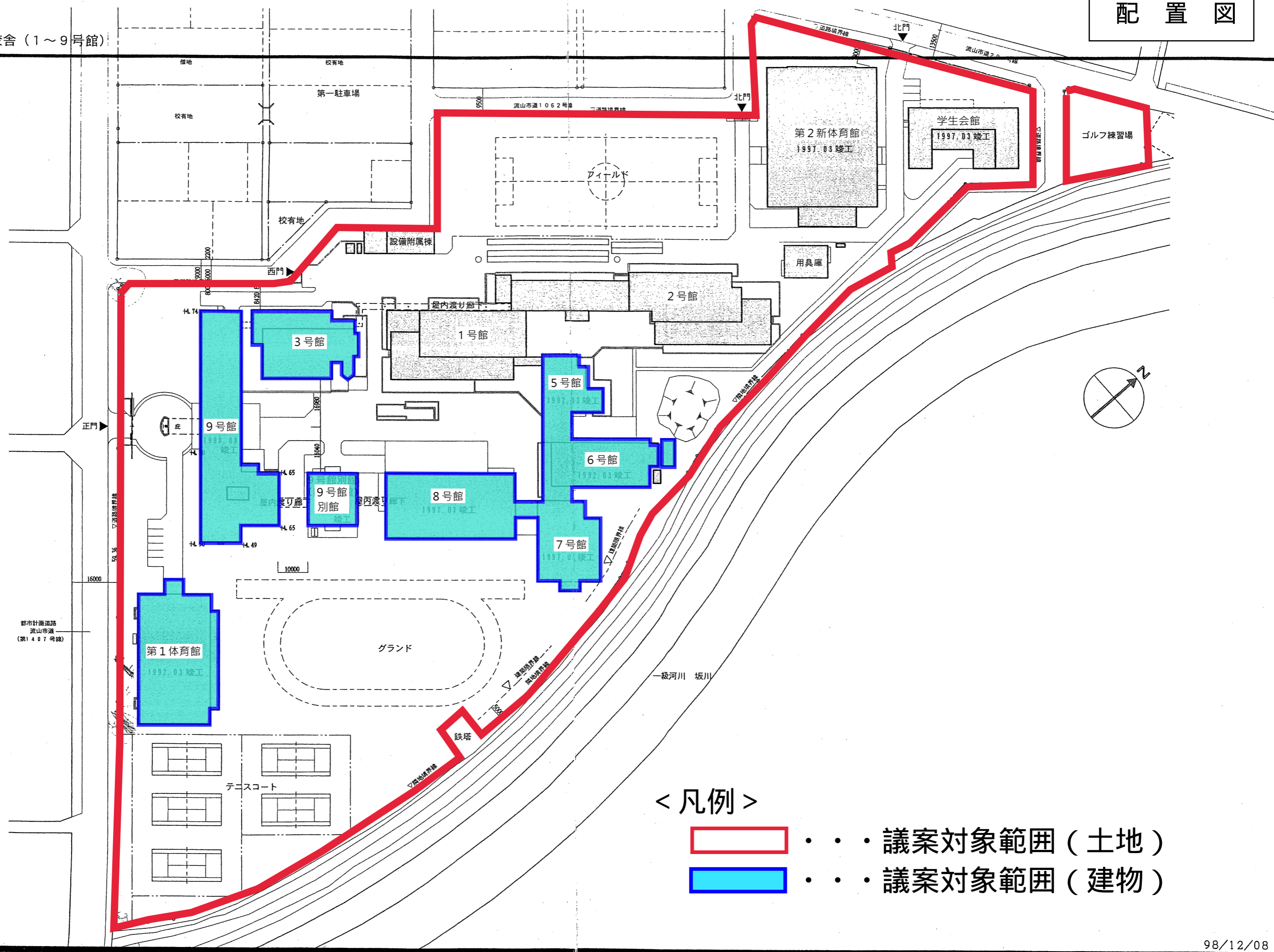
建物の所在	種類	構造	延床面積(m ²)
流山市鱒ヶ崎字背戸谷1662番地1	校舎	鉄筋コンクリート造 7階建	4,054.77
	校舎・事務所	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	1,261.71
	校舎	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根4階建	5,408.98
	校舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建	3,933.01
	校舎・食堂	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	1,282.42
	体育館	鉄筋コンクリート・鉄骨造アルミニウム板ぶき2階建	1,392.44
	ボイラー室	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	43.50
	校舎	鉄筋コンクリート造 陸屋根2階建	647.82
合計			18,024.65

位置図



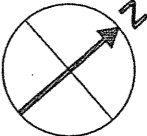
配置図

東洋学園流山校舎 (1~9号館)



< 凡例 >

- . . . 議案対象範囲 (土地)
- . . . 議案対象範囲 (建物)



議案第 55 号

令和3年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り、令和3年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員
の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 56 号

流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の一部改正に伴い、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されたことから、当該制度の実施に必要な登録の基準、手続等について定めるほか、これに伴い必要となる所要の改正を行うためである。

流山市文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例

流山市文化財の保護に関する条例（昭和51年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第4条」を「一第4条」に、

「第2章 指定有形文化財（第5条～第18条）

第3章 指定無形文化財（第19条～第24条）

第4章 指定民俗文化財（第25条～第31条）

第5章 指定史跡名勝天然記念物（第32条～第37条）」

「第2章 有形文化財

第1節 指定有形文化財（第5条一第18条）

第2節 登録有形文化財（第18条の2一第18条の8）

第3章 無形文化財

第1節 指定無形文化財（第19条一第24条）

第2節 登録無形文化財（第24条の2一第24条の6）

第4章 民俗文化財

第1節 指定民俗文化財（第25条一第31条の2）

第2節 登録民俗文化財（第31条の3一第31条の7）

第5章 記念物

第1節 指定記念物（第32条一第37条）

第2節 登録記念物（第37条の2・第37条の3）」

「～第42条」を「一第42条」に、「～第46条」を「一第46条」に、「～第51条」を「一第51条」に改める。

第1条中「及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するもののうち重要なもの」を「第182条第2項及び第3項の規定により、市内に存する文化財」に改める。

第2条中「次に掲げるもの」を「法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物」に改め、同条各号を削る。

「第2章 指定有形文化財」を「第2章 有形文化財」に改める。

第2章中第5条の前に次の節名を付する。

第1節 指定有形文化財

第5条第1項中「のうち」を「（法第27条第1項の規定により指定

された重要文化財及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定により指定された指定有形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち市にとって」に改め、同条第2項中「所有者又は権原に基づく占有者」を「所有者等」に改める。

第6条第5項中「市指定有形文化財の指定が解除された」を「第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けた」に、「その日から10日以内に」を「速やかに」に改める。

第7条第2項中「特別の事情のあるとき」を「当該市指定有形文化財の適切な管理のため必要があるとき」に、「この章」を「この節」に改め、同条第3項中「その日から10日以内に」を「所有者は、速やかに」に改める。

第8条第1項中「所有者」を「所有者等」に、「変更しようとするときは、変更しようとする日の15日以前に」を「変更したときは、速やかに」に改め、同条第2項中「その日から10日以内に」を「速やかに」に改める。

第9条の見出し中「き損」を「き損等」に改め、同条中「所有者」を「所有者等」に改める。

第12条の見出し中「譲渡等」を「有償譲渡」に改める。

第14条第1項及び第3項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第15条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

第16条第5項中「第1項」を「第1項又は第2項」に、「責に」を「責めに」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、一定の期限を指定して教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

第2章中第18条の次に次の1節を加える。

第2節 登録有形文化財

(登録)

第18条の2 教育委員会は、市内に存する市指定有形文化財以外の有形文化財（法第27条第1項の規定により指定された重要文化財及び県条例第4条第1項の規定により指定された指定有形文化財並びに法第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財及び県条例第19条の2第1項の規定により登録された登録有形文化財を除く。以下この条において同じ。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）として登録することができる。

2 前項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による登録をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による登録は、その旨を公示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者等に通知して行う。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による公示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、当該市登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(抹消)

第18条の3 教育委員会は、市登録有形文化財について保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市登録有形文化財について法第27条第1項の規定による指定若しくは法第57条第1項の規定による登録があったとき、県条例第4条第1項の規定による指定若しくは県条例第19条の2第1項の規定による登録があったとき又は第5条第1項の規定による指定をしたとき

は、当該市登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市登録有形文化財の所有者は、速やかに当該市登録有形文化財の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第18条の4 市登録有形文化財の所有者等は、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に従い市登録有形文化財を管理しなければならない。

2 市登録有形文化財の所有者は、当該市登録有形文化財の適切な管理のために必要があるときは、専ら自己に代わり当該市登録有形文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市登録有形文化財の管理には、第7条第3項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(現状変更の届出等)

第18条の5 市登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 市登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る市登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(管理又は修理に関する技術的指導)

第18条の6 市登録有形文化財の所有者等（管理責任者がある場合は、その者を含む。）は、教育委員会に市登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的な指導を求めることができる。

(公開)

第18条の7 市登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、

教育委員会は、市登録有形文化財の所有者に対し、市登録有形文化財の公開及び当該公開に係る市登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(報告の請求)

第18条の8 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財の所有者等(管理責任者がある場合は、その者を含む。)に対し、市登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

「第3章 指定無形文化財」を「第3章 無形文化財」に改める。

第3章中第19条の前に次の節名を付する。

第1節 指定無形文化財

第19条第1項中「のうち」を「(法第71条第1項の規定により指定された重要無形文化財及び県条例第20条第1項の規定により指定された指定無形文化財を除く。以下この条において同じ。)のうち市にとって」に改め、同条第2項中「市指定無形文化財」を「無形文化財」に、「無形文化財を」を「当該無形文化財を」に改め、同条第4項中「による指定」の次に「及び第2項の規定による認定」を加え、「する者」を「するもの」に改め、同条第5項中「市指定無形文化財」を「当該市指定無形文化財」に改める。

第20条第5項中「代表者」を「団体の代表者」に改める。

第21条中「その日から10日以内に」を「速やかに」に改める。

第23条第2項中「第16条第2項及び第4項」を「第16条第3項及び第5項」に改め、同条第3項中「一部を」の次に「予算の範囲内で」を加える。

第3章中第24条の次に次の1節を加える。

第2節 登録無形文化財

(登録)

第24条の2 教育委員会は、市内に存する市指定無形文化財以外の無形文化財(法第71条第1項の規定により指定された重要無形文化財及び県条例第20条第1項の規定により指定された指定無形文化財並びに法第76条の7第1項の規定により登録された登録無形文化財及び県条例第25条の2第1項の規定により登録された登録無形文化財を除く。以下この条において同じ。)のうち、その文化財としての価

値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録無形文化財（以下「市登録無形文化財」という。）として登録することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による登録をするに当たっては、当該無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による登録又は前項の規定による認定をするには、教育委員会は、あらかじめ、流山市文化財審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による登録及び第2項の規定による認定は、その旨を公示するとともに、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による登録をした後においても、当該市登録無形文化財の保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

（抹消）

第24条の3 教育委員会は、市登録無形文化財について保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合又は保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 市登録無形文化財について法第71条第1項の規定による指定若しくは法第76条の7第1項の規定による登録があつたとき、県条例第20条第1項の規定による指定若しくは県条例第25条の2第1項の規定による登録があつたとき又は第19条第1項の規定による指定をしたときは、当該市登録無形文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は速やかにその旨を公示するとともに、当該市登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該市登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第24条の4 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について同様とする。

（公開）

第24条の5 教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市登録無形文化財の公開に関して、市登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

（保存に関する指導又は助言）

第24条の6 教育委員会は、市登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

「第4章 指定民俗文化財」を「第4章 民俗文化財」に改める。

第4章中第25条の前に次の節名を付する。

第1節 指定民俗文化財

第25条第1項中「有形の民俗文化財のうち」を「有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び県条例第26条第1項の規定により指定された指定有形民俗文化財を除く。）のうち市にとって」に、「無形の民俗文化財のうち」を「無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により指定された重要無形民俗文

化財及び県条例第26条第1項の規定により指定された指定無形民俗文化財を除く。)のうち市にとって」に改める。

第26条第2項中「規定を、」の次に「前項の規定による」を加え、「前条第3項及び第4項」を「第19条第3項及び前条第4項」に改め、同条第3項中「、市指定有形民俗文化財」を「、当該市指定有形民俗文化財」に改め、同条第4項中「第5条第4項」を「第6条第4項」に改め、「規定を、」の次に「前項の規定による」を加え、同条第5項中「市指定有形民俗文化財の指定が解除された」を「第2項において準用する第5条第4項又は前項において準用する第6条第4項の規定により、当該市指定有形民俗文化財の指定の解除の通知を受けた」に、「その日から10日以内に」を「速やかに」に改める。

第27条の見出しを「(市指定有形民俗文化財の管理)」に改める。

第29条中「、第16条」を「及び第16条」に改める。

第31条の見出し中「公開」を「記録の公開」に改める。

第4章中第31条の次に次の1条及び1節を加える。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第31条の2 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第2節 登録民俗文化財

(有形民俗文化財の登録)

第31条の3 教育委員会は、市内に存する市指定有形民俗文化財以外の有形民俗文化財(法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び県条例第26条第1項の規定により指定された指定有形民俗文化財並びに法第90条第1項の規定により登録された登録有形民俗文化財及び県条例第32条の2第1項の規定により登録された登録有形民俗文化財を除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第18条の2第2項から第6項までの規定を準用する。

3 市登録有形民俗文化財については、第2章第2節(第18条の2を

除く。)の規定を準用する。この場合において、第18条の5第1項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは、「教育委員会規則で定める場合」と読み替えるものとする。

(無形民俗文化財の登録)

第31条の4 教育委員会は、市内に存する市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財(法第78条第1項の規定により指定された重要無形民俗文化財及び県条例第26条第1項の規定により指定された指定無形民俗文化財並びに法第90条の5第1項の規定により登録された登録無形民俗文化財及び県条例第32条の3第1項の規定により登録された登録無形民俗文化財を除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第18条の2第3項及び第25条第4項の規定を準用する。

(市登録無形民俗文化財の登録の抹消)

第31条の5 教育委員会は、市登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消には、第24条の2第3項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消は、その旨を公示してする。

4 市登録無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による指定若しくは法第90条の5第1項の規定による登録があったとき、県条例第26条第1項の規定による指定若しくは県条例第32条の3第1項の規定による登録があったとき又は第25条第1項の規定による指定をしたときは、当該市登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を公示しなければならない。

(市登録無形民俗文化財の記録の公開)

第31条の6 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

(市登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

第31条の7 教育委員会は、市登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

「第5章 指定史跡名勝天然記念物」を「第5章 記念物」に改める。

第5章中第32条の前に次の節名を付する。

第1節 指定記念物

第32条第1項中「のうち」を「(法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び県条例第34条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物を除く。)のうち市にとって」に、「という」を「と総称する」に改め、同条第2項中「前項の規定」の次に「による市指定記念物の指定をする」を加える。

第33条第3項中「第6条第4項」を「同条第4項」に改める。

第35条中「当該所有者」を「所有者(第37条で準用する第7条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)」に、「10日以内に」を「速やかに」に改める。

第5章中第37条の次に次の1節を加える。

第2節 登録記念物

(登録)

第37条の2 教育委員会は、市内に存する市指定記念物以外の記念物(法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物及び県条例第34条第1項の規定により指定された指定史跡名勝天然記念物並びに法第132条第1項の規定により登録された登録記念物及び県条例第39条の2第1項の規定により登録された登録記念物を除く。)のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを流山市登録記念物(以下「市登録記念物」という。)として登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第32条第2項の規定を準用する。

(準用規定)

第37条の3 市登録記念物については、第18条の3第1項から第4項まで、第18条の4から第18条の6まで、第18条の8及び第35条の規定を準用する。この場合において、第18条の4第3項中「及び第8条から第10条まで」とあるのは、「、第8条及び第9条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

令和3年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 60 号

令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 61 号

あっせんの申立てについて
市は、次のとおりあっせんを申し立てる。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 申立ての相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

2 あっせんの申立先

東京都港区西新橋一丁目5番13号
原子力損害賠償紛争解決センター

3 申立額

27,423,347円

4 申立ての趣旨

相手方に対し、本市が東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、平成29年4月1日から令和3年3月31日までに被った損害について、賠償をするよう求める。

なお、相手方が損害賠償額の一部支払に合意した場合、損害賠償を求める額から当該一部合意額を除いた額であっせんを申し立てることができる。

提案理由 東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い本市が被った平成29年4月1日から令和3年3月31日までの原子力損害について、相手方に対して賠償するよう精力的に交渉を行ってきたが、交渉に進展が見込まれないため、あっせんを申し立てるためである。

議案第 62 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の名称 | ごみ焼却施設基幹的設備改良工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 7,935,400,000円
(消費税及び地方消費税を含む。) |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社
営業第一部 部長 今井 孝治 |

参考資料

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事概要

1 工事場所 流山市大字下花輪191番地

2 工事概要等

(1) 工事件名 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事

(2) 概要

ア 機械設備工事

次に掲げる設備の一部更新

- (ア) 受入供給設備
- (イ) ガス化溶解設備
- (ウ) 燃焼ガス冷却設備
- (エ) 排ガス処理設備
- (オ) 通風設備
- (カ) 灰出し設備
- (キ) 給水設備
- (ク) 排水処理設備
- (ケ) 電気設備
- (コ) 計装制御設備
- (サ) 雑設備
- (シ) 建築設備

イ 土木建築工事

- (ア) 機械類基礎工事
- (イ) 建屋工事
- (ウ) 建築機械設備工事
- (エ) 建築電気設備工事
- (オ) その他本工事に伴う復旧工事

ウ その他工事

- (ア) 試運転及び運転指導
- (イ) 予備品・消耗品（部分引渡日から2年分）、保護具、工具等
（いずれも本工事に関係するものに限る。）の納入

(ウ) 仮設工事

- 3 工 期 議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日まで
- 4 設 計 東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社
- 5 施 工 東京都大田区羽田旭町11番1号
荏原環境プラント株式会社
- 6 工 事 費 7,935,400,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

業 者 経 歴 表

会 社 名	荏原環境プラント株式会社			
代 表 者	代表取締役社長 三好 敬久			
自 己 資 本 額	19,480,500千円 (資本金額 5,812,765千円)			
所 在 地	本 社	東京都大田区羽田旭町11番1号		
	営 業 所 等	東京都大田区羽田旭町11番1号 (営業第一部)		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	令和3年5月22日 国土交通大臣許可 (特-3) 第21698号			
	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、塗装工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、解体工事業			
営 業 種 目	清掃施設工事業、機械器具設置工事業、電気工事業ほか			
過 去 2 か 年 の 平 均 完 成 工 事 高	区 分	官公庁 (千円)	民間 (千円)	合計 (千円)
	令和元年12月期	23,052,476	5,289,918	28,342,394
	令和2年12月期	22,406,678	2,373,055	24,779,733
	平 均	22,729,577	3,831,487	26,561,064
過 去 の 主 な 工 事 経 歴	工 事 名	酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事		
	発 注 者	佐倉市、酒々井町清掃組合		
	工 事 金 額	4,708,800,000円		
	工 期	平成28年8月10日から平成31年3月31日まで		
	受 注 形 態	元請		
	工 事 名	環境クリーンセンター基幹改良工事		
	発 注 者	箕面市		
	工 事 金 額	4,536,000,000円		
	工 期	平成30年6月29日から令和3年3月12日まで		
受 注 形 態	元請			
工 事 名	ごみ焼却施設基幹的設備改良工事			
発 注 者	酒田地区広域行政組合			
工 事 金 額	4,417,200,000円			
工 期	平成30年9月1日から令和4年3月31日まで			
受 注 形 態	元請			

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の概要

ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の主要な対象設備

受入供給設備	主な内容	効果
--------	------	----

ごみクレーン	・省エネ型バケットへの更新 ・回生型巻上装置への更新	省エネ 老朽化対策
--------	-------------------------------	--------------

ガス化溶融設備	主な内容	効果
---------	------	----

ごみ破砕機	・機器更新	老朽化対策
-------	-------	-------

給じん装置	・機器更新 ・インバータ機への更新	省エネ 老朽化対策
-------	----------------------	--------------

溶融炉	・溶融炉の天井ジャケット部のボイラ水管への改造 ・溶融炉内耐火物打替え	エネルギー回収 老朽化対策
-----	--	------------------

供給フィーダ	・機器更新 ・インバータ機への更新	省エネ 老朽化対策
--------	----------------------	--------------

ガス化炉バーナー 溶融炉バーナー	・機器更新 ・燃料を灯油から都市ガスに変更	CO ₂ 削減 老朽化対策
---------------------	--------------------------	-----------------------------

燃焼ガス冷却設備	主な内容	効果
----------	------	----

ボイラ給水ポンプ	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新 ・過熱防止逆止方式の採用	省エネ 老朽化対策
----------	---	--------------

低圧蒸気復水器	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
---------	-------------------------	--------------

排水処理設備	主な内容	効果
--------	------	----

排水処理設備	・薬品注入ポンプの更新 ・処理水槽のライニング補修	老朽化対策
--------	------------------------------	-------

灰出し設備	主な内容	効果
-------	------	----

不燃物取出装置	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
---------	-------------------------	--------------

水砕トラフ	・機器更新	老朽化対策
-------	-------	-------

スラグ分離コンベヤ スラグ搬送コンベヤ	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
------------------------	-------------------------	--------------

計装制御設備	主な内容	効果
--------	------	----

中央監視制御装置(DCS)	・プロセス改良に伴うハード及びソフトの最新版への更新	省エネ 安定燃焼
---------------	----------------------------	-------------

給水設備	主な内容	効果
------	------	----

機器冷却塔	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
-------	-------------------------	--------------

電気設備	主な内容	効果
------	------	----

コントロールセンター	・機器更新	省エネ 老朽化対策
------------	-------	--------------

雑設備	主な内容	効果
-----	------	----

空気圧縮機	・機器更新 ・インバータ機種への更新	省エネ 老朽化対策
-------	-----------------------	--------------

排ガス処理設備	主な内容	効果
---------	------	----

ばいじん排出装置	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
----------	-------------------------	--------------

触媒反応塔	・下段触媒の更新	老朽化対策
-------	----------	-------

排ガス洗浄塔	・塔内充填物の更新	老朽化対策
--------	-----------	-------

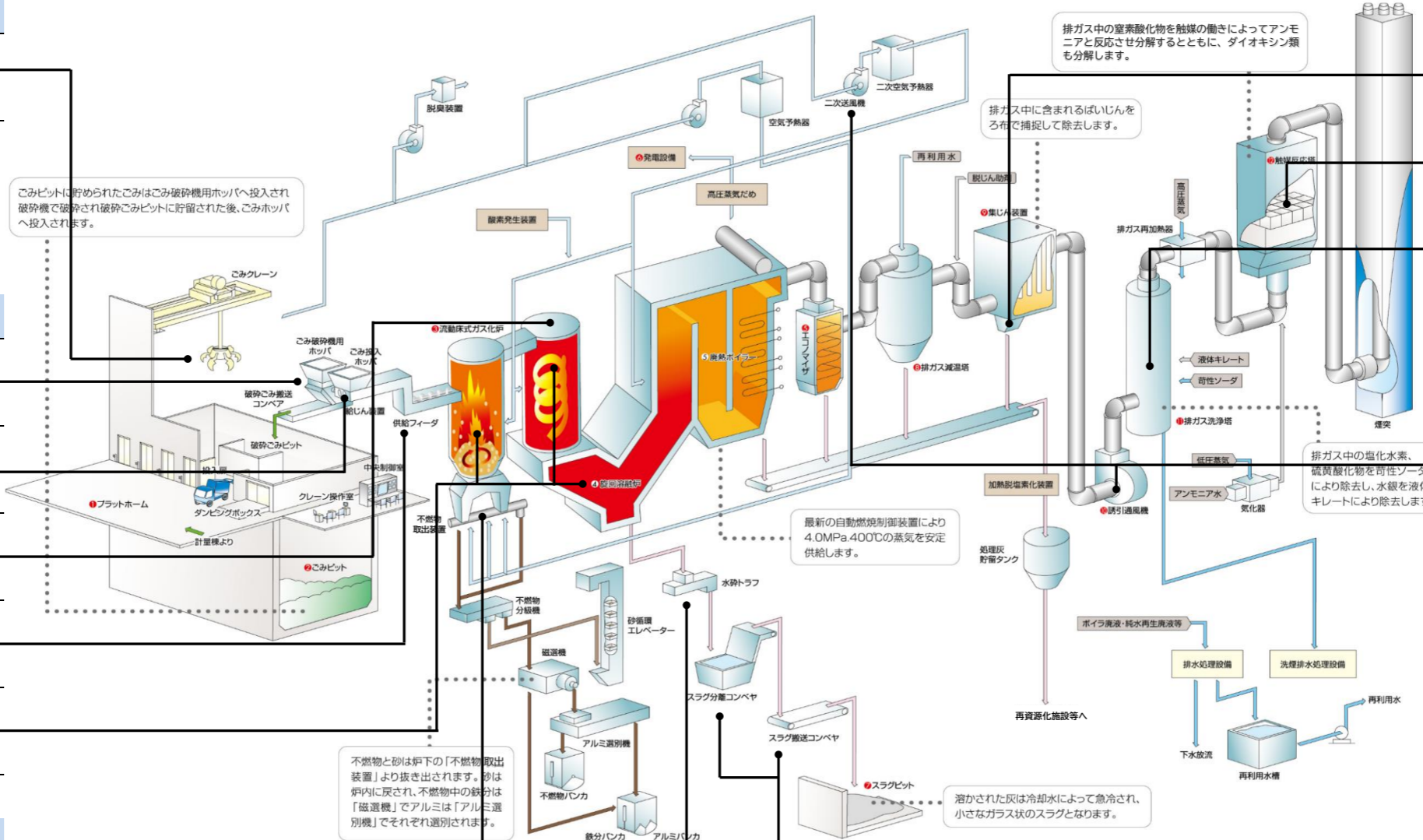
通風設備	主な内容	効果
------	------	----

誘引通風機 二次送風機 三次送風機	・機器更新 ・プレミアムモーターへの更新	省エネ 老朽化対策
-------------------------	-------------------------	--------------

建築設備	主な内容	効果
------	------	----

照明設備	・工場棟内照明のLED化	省エネ
------	--------------	-----

空調設備	・省エネタイプへの更新	省エネ
------	-------------	-----



議案第 65 号

令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 66 号

令和3年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 67 号

令和3年度流山市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度流山市下水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

議案第 68 号

令和3年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
令和3年度流山市水道事業会計未処分利益剰余金について、別紙のと
おり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第
32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 未処分利益剰余金の一部を一般会計への納付金として処分す
るためである。

令和3年度流山市水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当 年 度 未 残 高	12,519,693,638	944,295,683	2,228,107,402
議会の議決による処分数額			△ 500,000,000
一般会計への納付			△ 500,000,000
流山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第8条による処分数額	1,392,125,202		△ 1,728,107,402
減債積立金への積立て			
建設改良積立金への積立て			△ 335,982,200
資本金への組入れ	1,392,125,202		△ 1,392,125,202
処 分 後 残 高	13,911,818,840	944,295,683	(繰越利益剰余金)

議案第 69 号

令和3年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日提出

流山市長 井崎 義治

報告第 13 号

令和3年度健全化判断比率について

令和3年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

令和 3 年度健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	1.1	45.1

報告第 14 号

令和3年度資金不足比率について

令和3年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

令和4年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

令和3年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位：%)

流山市土地区画整理事業特別会計	流山市水道事業会計	流山市下水道事業会計
—	—	—

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月12日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公務のため、訪問先付近の駐車場において、公用車で後進により駐車しようとした際、駐車中の相手方車両と接触したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和4年2月18日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 柏市名戸ヶ谷888番地1 |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和4年5月12日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 315,029円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年5月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 事 件 名 | 健康福祉部介護支援課の職員が公務のため公用車を運転中に、丁字路を左折するため一時停止していたところ、左側から右折してきた相手方車両が当該公用車の左前方に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 令和4年3月11日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市大畔26番2地先 |
| 4 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 令和4年5月30日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額695,816円のうち、69,582円を市が負担する。
市の損害額333,733円のうち、300,360円を相手方が負担する。
双方の責任額を差し引き、その差額である230,778円を相手方が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 69,582円 |

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月1日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月5日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立東深井小学校の職員が、草刈機で当該小学校駐車場の除草作業をしていたところ、飛び石により当該駐車場に駐車していた相手方の自家用車の窓等を破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和4年5月12日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市東深井879番地の2
（流山市立東深井小学校駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 柏市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和4年8月5日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 353,806円 |